

エコタイヤ導入促進助成金交付要綱

社団法人 山口県トラック協会
平成20年11月6日制定

(事業趣旨)

第1条 社団法人山口県トラック協会（以下「本会」という。）は、環境対策の一環として燃費の向上によるCO₂削減を図るため、転がり抵抗を大幅に削減したエコタイヤを導入した事業者に対して助成金を交付する。

(定義)

第2条 「事業者」とは、本会の会員であって、エコタイヤを導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。

(助成対象)

第3条 助成の対象となるエコタイヤは、燃費の向上に効果のあるタイヤで別に定める。

(助成金の交付額等)

第4条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに導入し支払いが完了したエコタイヤに対して、リム径17インチ以上については1本あたり2千円、リム径17インチ未満については1本あたり1千円を交付する。ただし、1事業者につき20万円を限度とする。

(実績報告及び助成金の請求)

第5条 事業者は、エコタイヤの導入が完了したときは、様式1の「エコタイヤ導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」を本会に提出しなければならない。

2 前項の実績報告に必要な添付書類は別に定める。

(実績報告書の提出期限)

第6条 前条の実績報告書の提出期限は、当該年度3月20日までとする。

(助成金の交付)

第7条 本会は、前条の実績報告書（助成金交付請求書）の提出があったときは、速やかにその報告書を審査し、事業者に対して助成金を交付する。

(財産の処分制限)

第8条 事業者は、助成金交付対象のエコタイヤ導入の日から起算して1年を経過

するまでの期間は、譲渡、廃棄してはならない。ただし、あらかじめ本会の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、本会が別に定める。

(附 則)

第1条 本要綱は平成20年10月1日より施行する。